

議 長 日程第2「議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例」について、
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例を別紙のとおり制定する。
令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。都市公園法及び松田町公園条例に定めるもののほか、持続可能な
地域振興に寄与することを目的として、松田町西平畑公園の管理に関し、必要
な事項を定めるため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例を、条例につい
て説明をさせていただきます。

西平畑公園は、本町の最大の観光振興イベントである桜まつりが開催される
など、多くの方に愛される町のランドマークタワーと、ランドマークと言える
都市公園でございます。平成30年度から同園は町直営で運営しており、経営的
な側面等を考慮して、施設の開館日を縮小するなど、そのポテンシャルを生か
しきれない状況が続いておりましたが、おかげさまで6月議会定例会におきま
して指定管理者の指定をお認め頂き、7月から指定管理者により管理を行っ
ているところでございます。今回提案させていただきます本条例は、松田町公園
条例に定めるもののほか、持続可能な地域振興に寄与することを目的として、
西平畑公園の管理に関し所要の規定を定めるものでございます。

それでは、新規制定でございますので、条ごとに内容を御説明させていた
だきます。

おめくり頂きますして、1ページを御覧ください。第1条は趣旨でございます。
先ほどの提案理由と同じ内容でございますが、この条例は条例名が示すとおり、
西平畑公園の管理に関する条例であり、都市公園法及びこのたび議案第50号で
一部改正を提案いたします松田町公園条例に規定する管理に関するルールに加
えて、外出しですね、加えまして、別に必要な規定を定めるものでござい
ます。

第2条では、見出しを施設及びその他、その目的としております。先ほどの
説明と重なりますが、同園内に所在し、おのおの施設の設置管理条例を有して

おります子どもの館、自然館、ハーブ館の3施設について、主な公園施設として位置づけ、その目的をそれぞれ定めております。

第3条から第6条については、現在の町公園条例に規定されております入園料、県条例第22条から第24条でございます、に関することを定めております。また、有料公園施設と位置づけたふるさと鉄道、駐車場、及び現行の子どもの館の設置管理条例に係る使用料に関する内容を定めております。この条例に位置づけることは、先の話で恐縮でございますが、議案であります公園条例の一部改正において、これを削る改正をすることとなります。

恐れ入りますが、おめくり頂きまして5ページの最下段、別表を御覧ください。こちらについては現公園条例にて定められており、入園料に係る別表となります。年齢区分ごとに入園料の額を定めておりますが、現行の公園条例の規定内容から変更点のみ説明をいたします。18歳以上の1回の金額が、現行上限で300円であったものを500円に改めています。また、現条例の年齢区分を細分化し、6歳以上18歳未満を12歳以上18歳未満と改め、1回の金額は同じ100円としております。

お手数ですが、資料をおめくりください。6ページです。また、新たに12歳未満という年齢区分を設け、12歳未満1回無料としたものでございます。備考欄に「松田桜まつり期間に限る」とありましたものを、「催事の開催期間に限る」と改めて定めるものでございます。従前のまつだ桜まつりのほか、きらきらフェスタ、その他指定管理者が行う催事を想定しております。

続きまして、その下の別表第2を御覧ください。こちらについては、ふるさと鉄道と駐車場は現公園条例から、子どもの館については現子どもの館の設置及び管理に関する条例に規定されているものでございます。

本条例の制定に当たって、現行の内容を改めているものについてのみ御説明をいたします。ふるさと鉄道の区分欄の年齢区分を、大人は12歳以上、子供は3歳以上12歳未満としておりましたものを、大人は18歳以上、子供は3歳以上18歳未満とし、大人の金額のみ300円を1回400円に改めております。また、それ以外の駐車場と子どもの館の内容については、現行と同じでございます。子

どもの館の料金について改めております。表の中の1回1時間300円であったものを1,800円に改め、2回1時間100円であったものを1,000円に改め、1、2回400円であったものを2,000円に改めたものでございます。

恐れ入りますが、資料の、お戻り頂きまして2ページ目を御覧ください。第7条です。第7条から第13条に関しましては、子どもの館と自然館の施設の占用使用に関する規定です。この2施設については、現行の設置管理条例に施設を占用的に使用する規定があるため、これを本条例に集約して位置づけるものでございます。第7条の占用の、占用使用の許可を第8条で不許可、第9条で目的変更等の禁止を、第10条で許可の取消しを、第11条で原状回復の義務を、第12条で損害賠償、第13条で賠償責任をそれぞれ定めております。

次に第14条では、第1項で指定管理者への管理代行を、また、第2項では指定管理に係る読み替えを、第3項は指定管理者が行う業務内容を掲げております。

第15条では、公園等の管理を指定管理者に行わせる場合において、利用料金、ここでは入園料をはじめとする、先ほど説明させていただきました別表に係る料金を上限として、町長が承認した額を指定管理者の収入とすることができる旨を規定しております。

第16条では、利用料金の減免に係る規定となります。

最後に第16条は、規則への委任規定となります…第17条では、規則への委任規定となります。

次に、今回本条例の施行規則案を、参考資料として次ページ以降に添付させていただきます。この規則におきましては、条例と同様に主に既存の規則に係る開園の日時、主な公園施設の休館日、開館時間、占用使用の許可の手続等を集約して定めております。詳細につきましては御高覧願います。

恐れ入りますが、条例本文にお戻り頂きまして、4ページ、4ページの下段を御覧ください。4ページの下段、附則でございます。第1項にて、施行期日を公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとしております。

第2項においては、第14条で規定する管理の代行の指定管理に際しまして、松田町の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づく手続を、施行日前であっても行うことができる規定となっております。

第3項においては、本条例施行前における、廃止する3施設の設置管理条例と、一部改正する公園条例に基づく処分や行為は、本条例に相当規定とみなす経過措置でございます。

第4項においては、本条例が制定されることで、ハーブガーデン、子どもの館、自然館の3施設の設置管理条例の廃止を定めております。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方。
- 11番 飯 田 ちょっと理解ができないので、お尋ねしたいことがあります。入園料なんですけど、6ページに、別表の1のほうですね。12歳未満は1回は無料というふうなことなんですけど、2回目以降入園しようとするときには、これは有料になるのでしょうか。
- 観光経済課長 1回でも2回でも無料ということ、2回でも無料ということになります。
- 議 長 よろしいですか。
- 11番 飯 田 そうすると、ちょっと記述がおかしいんじゃないかと思うんですけど。これ見ると1回は無料で、ほかには何も記入してないですよ。それで、なおかつ12歳の未満の入園料というのは設定されてないということなので、1回に限らず2回目以降もずっと無料ということなんですかね、解釈としては。
- 観光経済課長 そのとおりでございます。
- 11番 飯 田 そうしたら、こんな記載はいらんじゃないですか。
- 観光経済課長 単位でありますので、回というふうに示させていただきました。単位でございますので、1回ということで記載させていただきました。
- 議 長 そのほかに。
- 12番 寺 嶋 何点かお伺いします。入園料ですけども、今度は500円、上限といたしますか、

18歳以上1回500円というところですね。今は300円なんですけども、200円引き上げということでありますからね、その辺の入園料の見込み、増収になるのかと思いますけども。入園料、そのほかに有料公園施設の使用料とか、そういうのも含めてですね、どのぐらい変化するのかと、収入ですね。

あとは収支の、支出の面では、従来と何か変わったところが…変わったところと申しますか、あるのかね、その辺のことなんです、お伺いします。

それで、今度は桜まつりに限る、従前の桜まつりに限るを、さっき説明がありましたけども、催事に限る、開催時期に限るということは、指定、町長の許可を得てね、指定管理者がイベントをどのぐらいやられるのかね、その辺の予定も含めてね、大体入園料がどのぐらい改善されるのか、その辺お伺いします。

あとですね、受益者、この歳出のほうの西平畑公園管理費からハーブガーデン管理費、それから人件費も含めたね、このところを含めて受益者負担ということで考えているのかね、その辺のことについてお伺いをいたします。

観光経済課長

まず入園料のお話、御質問でございますが、過去の決算をベースにですね、入園料、現在の300円の場合と500円のを想定して計算いたしました。300円の場合は、想定でございますが1,900万円、約1,900万円ほどの赤字ということで、500円の場合は約400万円の増収というか黒字ということで想定をしております。これは令和4年度、令和5年の桜まつり、祭りの開催期間と、ちょうど開花期間が、ちょうど合って、たくさんお客さんが来られたものであるものを100%はせず、80%に抑えた中で計算した中で、そういった赤字とか黒字が見えまして、500円にすれば黒字になるというふうなことで想定して金額を改めたものでございます。

2点目のきらきらフェスタ…催事ということでございますが、これは経過としまして、継続審査としまして、令和2年7月、9月に委員会を開催していただきまして、令和2年9月の議会定例会で審査をしていただいた結果、この際はお認め頂けないというふうなことでございましたが、産業厚生常任委員会より申入れがございまして、「西平畑公園の管理に関する条例を新設することについて」という申入れがございました。その申入れの内容につきましては、管

理に関する条例を新設するなど、分かりやすくすることというものを念頭に置くものでございます。同園に所在する子どもの館、自然館、ハーブガーデンの3施設を公園施設に位置づけて、3施設それぞれある条例を1つの条例、今回の提案して…提案いたしました西平畑公園の管理に関する条例とすることによって、今年度6月に議会定例会で指定管理者の指定をお願い、提案したところ、産業厚生常任委員会で御審議を頂き、指定管理者の指定をお認め頂きました。

指定管理者はこれまでプールのイベントとかコンサート、映画のイベントなど様々な事業を実施しております。また、これからもそういったイベントを予定しております。そういった一体的な管理活用を進めたい条例を…進めたいため条例を整理したというものでございます。催物としては、そういったものを試行錯誤しながら、公園が持続可能で皆さんが愛されて来てくれるような公園ということで、様々な催しを企画した中で、こういった条例を上程させていただきました。催物としては、これからは近隣の農家の方に野菜を供給してもらって販売したり、様々なイベントを企画しております。季節に合わせたものもイベントを実施というふうに予定しています。催事というのは、繰り返しになりますが桜まつり、きらきらフェスタ、その他自主的に指定管理者が行うイベントを予定しております。以上です。

受益者負担というのは、当然来ていただくお客様については、町民の方がこの説明でも無料ということで、町民に愛される施設を目指しておるんですが、やはり今まで直営でもやってきた中で、何かを企画すると、そのたびにそれを増して赤字になったようなものでございます。何とか指定管理者の指定で、あそこの公園とハーブガーデンをですね、管理運営しております。そういった民間指導の…民間導入をしていただいた中の発想の中で、この議会の提案にもありましたように、持続可能な運営をしてまいりたいと思っておりますので、受益者負担、町外からの受益者負担というのは当然求めるものでございます。以上です。

12番 寺 嶋 入園料のことなんですけどもね、桜まつり以外も相当、きらきらフェスタそ

の他ということで、今、桜まつり、きらきらフェスタね、それからあとハーブまつりガーデン、ハーブまつりとか大体、でも最低3回はやってるんですけども、そのほかにね、このイベントが相当増えると、相当の期間ね、有料の、入園料の有料の期間が相当また相当増えて、町外の利用者の方がやっぱり相当負担が増えるということになります。なおかつ500円という、上限500円かな、いうことでありますとね、やっぱりこの辺はなかなか利用者の方から理解が得られないんじゃないかと思います。その辺はね、あんまり納得しておりません。

ただね、公園条例をまとめるということについては一理ね、それはいいかもしれませぬけどもね、やっぱり、ただね、目的が、今まで西平畑公園とは、公園条例の中に位置づけられていた個別のね、それと合体、今度は西平畑公園の中に一体化するということになりましてね、今までいろんな目的とかそういう利用とかの違いとか、それから教育という、担当のほうの違いでそれぞれ分かれていたと思いますけどもね。ですから、そういう公園、前、今まで、今の公園条例の中に位置づけられているというのは、そういういろんな面があるからね、今は分かれているのだと思います。

議 長 寺嶋議員、ここでは意見ではなく質疑をお願いします。

12番 寺嶋 ですから、まとめることについてもね、ぜひ検討、しっかり検討していただきたいということなんです。ですから、そういう質問です、質疑。

あと受益者負担の関係でね、今、最低でもですね、西平畑公園の管理費が駐車場だとかのり面草刈り、あとふるさと鉄道だとか、入園料の徴収費。そういうのがね、管理費としてかかっておりますけども、それ以外にハーブガーデンとかいろんな人件費も込み込みでね、受益者負担に何かするようなことはね、ちょっと私は納得いかないんで、その辺再度お伺いをいたします。

観光経済課長 ただいまの質問にお答えします。議員さん質問のございました維持管理に伴いますのり面の草刈り、入園料の徴収委託、そういったものにつきましては、それも含めまして人件費につきましても、今年度の7月から指定管理者による指定ということで、町の持ち出しというか歳出はなくなりました。そういった維持管理、人件費につきましても、指定管理者であるつどいさんのほうで運営

をしておるところでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。その他質疑ございませんか。

3 番 吉 田 今のお話で、イベントのほうは桜まつりときらきらフェスタ以外は大体不定期ということではよろしいんでしょうかというのが1つ。

それと、7月から僕たちもかなり気にして、いつ開館してるのかなとか、いつ経営しているのかなとかということで、気にして見てるんですけども、なかなかいつやっているのかよく分からないと。いつも閉館、閉館ということで、先日自然館と子ども館が開館だったというのがあったんですけども、ちょうど道を工事してて、そこに重機が塞いでたので、ちょっと上がれないから諦めて帰ったというようなことがございました。そこでですね、大体この自然館、子どもの館、ハーブ館、鉄道などがこの1か月ぐらいても開館状況、運行状況、運営状況などがどんなだったのか教えていただきたいんですけども。

観 光 経 済 課 長 まず1点目の質問、桜まつり、きらきらフェスタのほかのイベントに関しましては、6月、7月から指定管理者による運営になりましたが、2つのイベント以外で大きなものは、現状では不定期というものでございます。

公園の開館日につきましては、規則で書かれております。公園につきましては、休館日を月曜日としております。月曜日が祝日の場合はその翌日を休館日とすることと、あと年末の、年末・年始の12月28日から1月3日を休館日としております。あと子どもの館、自然館ですが、日曜日のみということで開催を、今はちょっとだんだん縮小してしまいましたが、日曜日のみという開催でございます。ふるさと鉄道もそのとおりでございます。

いつ開館してるか分からないというものにつきましては、町の広報とホームページに掲載しておりますが、なかなか御覧にならない方もおられますので、より周知をして皆さんに分かってもらえるように、来てもらえるように周知を強めていきたいと思っております。以上です。

3 番 吉 田 簡単な確認で、子どもの館と自然館は日曜日のみ開館ということですか。はい、ありがとうございました。

議 長 よろしいですか。ほかの方。

1 番 北 村 まずは指定管理料0円での委託となっていると思うんですけど、そういうすばらしい業者さん、選んでくださってありがとうございます。そのため、ただ、持続可能なために収支の状況というところはどうにかプラス、商売として成り立たなきゃいけないと思うんですけども、今回の入園料等を値上げすることによって、全体としてどのような額のシミュレーションで数字になったのか。そういったところをもう算出してあるなら御教示頂ければと思います。よろしくをお願いします。

観 光 経 済 課 長 先ほどの答弁と繰り返しになりますが、今までの決算をベースにしまして、この7月から指定管理になりましたので、300円、入園料を300円にした場合と、入園料500円にした場合で、300円の場合は、この机上の計算ですが、1,800万円の赤字で、入園料500円の場合は約400万円の黒字に展開とする想定をしております。ただ、天候やイベント、開花状況によってもイベントがずれたり、開花とイベントの時期がずれたり、なかなか読めないものもございます。また、指定管理者さんとしても7月から始まったばかりで、1年を通してまだ運営をしてないところがございますが、想定としてはそういったことで見込んでおります。以上です。

1 番 北 村 ありがとうございます。多分そちらの数字って桜まつりのみの話ではございませんか。きらきらフェスタとか、多分新規のイベントとかもやられるというところのシミュレーションはされてらっしゃらないのでしょうか。よろしくをお願いします。

観 光 経 済 課 長 桜まつり、きらきらフェスタも含めた中でのシミュレーションをしております。

1 番 北 村 新規のイベント等々については、じゃあ試算はまだされていないというような形でよろしいですかね。

観 光 経 済 課 長 新規のイベントについては、この試算の中には入っておりません。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。2回目になりますが、よろしいですか。（「すみません、失礼しました。」の声あり）すみません。本会議ではちょっと制限がありますので、申し訳ありません。ほかには。

それでは、この辺りで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

こちらの議案につきましては、議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する…あ、異議なしと認めます。ごめんなさい。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております議案第49号松田町西平畑公園の管理に関する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。